

【 平成28年度 ケアプラン点検指摘事項まとめ 】 (H29.3末現在)

課題分析（アセスメント） について

指摘内容	コメント
アセスメントを行い、居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際に、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接しているか記載されていない。	実施した場所（「居宅」等）や面接した利用者及び家族についても居宅介護支援経過等に明記すること。
作成したアセスメントシートに作成日が記載されていない。	作成日（アセスメント実施日）を記載すること。
再アセスメント時の日付が記載されていない。	再アセスメントの内容も記録が必要。 初回のアセスメント記録に、日付記載の上で変更部分を加筆したり見え消しを行う形で記録する方法も可能。
アセスメント⇒プラン原案作成⇒サービス担当者会議⇒ケアプランの合意⇒サービスの実施⇒モニタリング⇒再アセスメント の流れが確立されていない。	ケアマネジャーとして、ケアマネジメントの流れを把握すること。

居宅サービス計画書 について

指摘内容	コメント
緊急連絡先の記載がない。	緊急連絡先は「総合的な援助の方針」に記載すること。
暫定プランを作成する際、認定の情報を記載している。	暫定プラン作成時には、認定の情報（認定年月日、有効期間）が確定していないため空欄で記載すること。介護度は見込みで記載すること。
暫定プランが作成されていない。	介護度が確定するまでの期間にサービスを利用する場合、暫定プランが必要。
アセスメント・モニタリング・サービス担当者会議で確認された内容がケアプランに反映されていない。	確認された内容をケアプランに反映させ、利用者に適切なサービスを提供すること。
ケアプランが作成されていない期間がある。	介護度が確定した後に、確定プランを作成すること。
計画書に利用者・家族の署名・捺印がされていない。	ケアプランの説明、同意が確認出来ない場合は運営基準減算になる。

サービス担当者会議の要点 について

指摘内容	コメント
記載方法について。	利用者・家族、事業所との情報共有や、サービスに関する検討等、わかりやすく記載すること。
担当者会議が、家族・本人・ケアマネで開催されており、サービス担当者は照会のみである。	担当者会議は「やむを得ない場合」についてはサービス担当者に対する照会等で意見を求めることができる。「やむを得ない場合」とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により担当者会議への出席が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化がみられない等の軽微な変更の場合などである。

居宅介護支援経過 について

指摘内容	コメント
サービス事業所に対し、居宅サービス計画書を交付した記録が無い。	交付が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。
居宅介護支援経過の記載内容がモニタリングと同様の文章で記載されている。	適正な記録が必要。
利用者に計画書の同意等の記録がなされていない。	ケアプランの説明、同意が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。

サービス利用票 について

指摘内容	コメント
利用票より実績の利用者負担額が増加しているが、利用者への再交付、説明が確認出来ない。	利用票再交付及び利用者・家族の同意が必要。
予定と実績に違いがある。	サービス利用票別表に手書きでも構わないので、実績通りに訂正すること。
当該月のサービスの利用前に翌月の利用票を作成している。	モニタリングを行い、その結果をもとにサービスを確定すること。

モニタリング について

指摘内容	コメント
月1回以上、居宅に訪問し面接した記録が確認できない。	モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
居宅ではなくサービス事業所に訪問してモニタリングを行っている。	月1回以上 <u>利用者の居宅を訪問し</u> 、利用者に面接していない場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となる。
モニタリング日とモニタリング記載日に大きな日にちのずれがある。	時間の経過で利用者の状態が変化している場合があるため、モニタリングを行ったらすぐに記載すること。
サービス開始が月末の場合、サービスの確認を行える時期にモニタリングを行っていない。	サービス開始が月末の場合、次月の初旬に前月のモニタリングを行い、サービスの確認を行うこと。
記載されていない短期目標がある。	サービスが短期目標の達成に向かっていているか把握するため、短期目標やサービス内容を適切に記載すること。
短期目標の達成度、利用者・家族の意向・満足度などの確認が不足している。	モニタリングはサービスごとに利用者・家族の満足度や達成度を確認し、次月以降のサービスは継続か変更かを検討するもの。場合によっては、様式の検討も必要。

計画変更時の一連の流れ について

指摘内容	コメント
区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合、一連のケアマネ業務と暫定プランの作成が必要だが、一連のケアマネ業務実施の記録が無い。	適正に業務が行われていない場合は運営基準減算になる。

訪問介護 について

指摘内容	コメント
初回加算の算定要件を満たしているか確認ができない。	新規に訪問介護計画書を作成し、利用者・家族に説明・同意を得て、サービス提供責任者が初回もしくは初回の訪問介護を行った日に属する月に訪問介護を行った際に算定ができる。
同居家族がいる場合の生活援助算定について、1度の確認だけである。	利用者・家族の心身状況等は変化していくため、定期的に必要性をサービス担当者会議等で確認する必要がある。
同居家族がいる場合の生活援助算定について、介護保険で算定できない内容がサービスに含まれ算定されている。	利用者・家族が出来る部分、出来ない部分を整理し、介護保険で算定できるか確認する必要がある。

訪問看護 について

指摘内容	コメント
医師の指示書に有効期間が記載されていない。	訪問看護は主治医の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に看護を行った場合、算定できる。
医師の指示書が確認できない。	訪問看護は主治医の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に看護を行った場合、算定できる。
初回加算を算定する要件を満たしているか確認できない。	新規に訪問看護計画書を作成し、利用者及び家族に説明・同意を得て、利用者に対してその月内にサービスを提供した際、算定できる。

居宅療養管理指導 について

指摘内容	コメント
薬剤師による居宅療養管理指導を算定する際、ケアマネジャーへの情報提供を確認できない。	薬剤師による居宅療養管理指導を算定する際、ケアマネジャーへの情報提供を行うことが要件である。

通所介護 について

指摘内容	コメント
デイサービスを利用中、担当者会議を行ったが1日の単位を算定している。	担当者会議の時間はデイサービスの利用時間には含まれない。

福祉用具貸与 について

指摘内容	コメント
本来の使用法と違う用途で利用している。	適正な福祉用具を利用できるよう検討が必要。
ショートステイで利用する場合に算定されている。	原則居宅以外で利用する場合は、算定できない。